



# 金 沢 市 公 報

号外第12号の3

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
<b>規 則</b>		職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 9
市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則 (職 員 課)	1	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 9
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ( " )	1	金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則等の一部を改正する規則 ( " ) 10
金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 ( " )	1	職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 11
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	5	技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 13
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " )	6	

## 規 則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第12号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則(平成8年規則第40号)の一部を次のように改正する。

本則中「森 源二」を「濱田 厚史」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第13号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人金沢国際交流財団」を「公益財団法人金沢国際交流財団」に、「社団法人金沢ボランティア大学校」を「公益社団法人金沢ボランティア大学校」に、「財団法人金沢総合健康センター」を「公益財団法人金沢総合健康センター」に、「財団法人金沢市スポーツ事業団」を「公益財団法人金沢市スポーツ事業団」に改める。

別表第2中「社団法人金沢市シルバー人材センター」を「公益社団法人金沢市シルバー人材センター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中 「情報政策課」 を 「情報政策課  
ICT推進室」 に、

農業総務課	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

を

農業振興課	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
農業センター	作業服（上）	1	
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。
農業基盤整備課	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。
	防寒長靴	1	

に

改め、農業センターの項及び危機管理課の項を削り、

施設管理課 西部クリーンセンター 新工場建設事務所 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター	作業服（上、下）	2	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	

を

施設管理課 西部環境エネルギーセンター 東部環境エネルギーセンター 西部衛生センター	作業服（上、下）	2	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	

に

改め、市街地再生課の項の次に次のように加える。

住宅政策課	作業服（上）	1	瑞樹団地の分譲事務に従事する者を除く。
	作業服（下）	2	
	作業服（上、下）	1	瑞樹団地の分譲事務に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	
まちなか住宅再生室	作業服（上）	1	
	作業服（下）	2	
市営住宅課	作業服（上）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理に従事する者を除く。
	作業服（上、下）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	常時庁外で住宅使用料の徴収に従事する者に限る。
建築指導課 建物安全対策室 違反建築対策室	作業服（上）	1	現場指導等の業務に従事する者に限る。
	作業服（下）	1	
	作業服（夏）（上）	2	
	作業服（夏）（下）	1	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

別表第1第2項の表中

住宅政策課	作業服（上）	1	瑞樹団地の分譲事務に従事する者を除く。
	作業服（下）	2	
	作業服（上、下）	1	瑞樹団地の分譲事務に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	
まちなか住宅再生室	作業服（上）	1	
	作業服（下）	2	
市営住宅課	作業服（上）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理に従事する者を除く。
	作業服（上、下）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	常時庁外で住宅使用料の徴収に従事する者に限る。
建築指導課 建物安全対策室 違反建築対策室	作業服（上）	1	現場指導等の業務に従事する者に限る。
	作業服（下）	1	
	作業服（夏）（上）	2	
	作業服（夏）（下）	1	
	防寒衣	1	

を

	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
教育総務課	作業服(上、下)	1	義務教育施設の建設担当者、管理担当者及び整備担当者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

危機管理課 防災計画室	作業服(上、下)	1	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	
教育総務課	作業服(上、下)	1	義務教育施設の建設担当者、管理担当者及び整備担当者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

改める。

別表第2第2項の表中

白衣	6	衛生指導課(検査業務従事者に限る。)に限る。	を
	4	施設管理課(化学技師及び衛生工学技師に限る。)に限る。	
	2	環境指導課(検査業務従事者に限る。)に限る。	

白衣	6	試験検査課(環境監視担当者を除く。)に限る。	に
	4	施設管理課(化学技師及び衛生工学技師に限る。)に限る。	
	2	試験検査課(環境監視担当者に限る。)に限る。	

改め、同第2項の表防寒衣の項中「農業総務課、森林再生課、農業センター」を「農業振興課、農業センター、農業基盤整備課、森林再生課」に改め、「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「試験検査課(環境監視担当者に限る。)」を加え、「西部クリーンセンター新工場建設事務所、西部クリーンセンター、東部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター、東部環境エネルギーセンター」に、「及び都市整備局」を「都市整備局及び土木局」に改め、同第2項の表安全長靴の項中「西部クリーンセンター新工場建設事務所、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター及び東部環境エネルギーセンター」に改め、同第2項の表安全靴の項中「農業総務課」を「農業振興課、農業基盤整備課」に改め、「林地整備担当者に限る。)」の次に「試験検査課(環境監視担当者に限る。)」を加え、「及び都市整備局」を「都市整備局」に、「に限る。)」に限る。」を「に限る。)」及び土木局に限る。」に改め、同第2項の表ズックの項中「環境政策課」を「試験検査課(環境監視担当者に限る。)、環境政策課」に、「西部クリーンセンター新工場建設事務所、西部クリーンセンター、東部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター、東部環境エネルギーセンター」に改める。

別表第5第2項の表中	衛生指導課(臨床検査技師に限る。)に限る。	を	衛生指導課及び試験検査課(臨床検査技師に限る。)に限る。
	衛生指導課(臨床検査技師に限る。)を除く。		衛生指導課及び試験検査課(臨床検査技師に限る。)を除く。

に改め、同第2項の表獣医師の項中「衛生指導課の検査業務従事者」を「試験検査課」に改め、同第2項の表薬剤師の項中「衛生指導課に」を「衛生指導課及び試験検査課に」に、「衛生指導課(検査業務従事者に限る。)に限る」を「試験検査課に限る」に、「(検査業務従事者に限る。)を除く」を「に限る」に改める。

別表第6第2項の表中「農林部及び都市整備局」を「農林局(卸売市場を除く。)、都市整備局及び土木局」に、「農林部、環境局及び都市整備局」を「農林局(卸売市場を除く。)、環境局、都市整備局及び土木局」に、「西部クリーンセンター及び東部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター及び東部環境エネルギーセンター」に、「西部管理センター、東部管理センター」を「西部環境エネルギーセンター、東部環境エネルギーセンター」に改め

る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項及び教育委員会の事務部局の項を次のように改める。

部局別	職	区分
市長の事務部局	局長 市長公室長 危機管理監 保健所長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 会計管理者 その他の担当局長	1種
	部長 東京事務所長 卸売市場長 市立病院診療部長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部長 市立病院中央診療部副部長 危機管理課長 会計課長 その他の担当部長	2種
	課長（危機管理課長及び会計課長を除く。） 新幹線開業対策室長 調査統計室長 歴史都市推進室長 用水・惣構堀保全室長 まちなかビジネス振興室長 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局生活衛生室長 近江町交流プラザ館長 こども総合相談センター所長 児童相談所長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 管理センター所長 駅周辺整備室長 建物安全対策室長 道路等管理事務所長 市立病院事務局次長 市立病院看護部長	3種
	東京事務所次長 ICT推進室長 町家保全活用室長 検査員室長 収納推進室長 市民ブレイン連携室長 女性相談支援室長 市民センター所長 シティフルマラソン開催準備室長 三馬保育所長 食品安全対策室長 温暖化対策室長 戸室新保理立場長 埋立場建設事務所長 環境エネルギーセンター所長 設計技術管理室長 まちなか住宅再生室長 違反建築対策室長 無電柱化推進室長 がけ地対策室長 生活道路室長 市立病院事務局医事室長 市立病院中央診療部薬剤室長 市立病院中央診療部臨床検査室長 市立病院中央診療部臨床検査室副室長 市立病院中央診療部放射線室副室長 市立病院看護部担当部長 防災計画室長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5種
教育委員会の事務部局	市立工業高等学校長	1種
	教育次長 部長 教育プラザ富樫総括施設長 その他の担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長	3種
	市立工業高等学校副校長	4種
	市立工業高等学校教頭 主席指導主事 主席管理主事 泉野図書館副館長 玉川こども図書館副館長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長	5種

別表第2 監査委員の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	事務局長 事務局次長	3種
-----------	------------	----

別表第3中 「保健所（食肉衛生検査所を除く。）及び環境指導課 防災管理課」 を 「農業振興課、保健所（食肉衛生検査所を除く。）及び環境指導課 危機管理課」 に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2工の表中

薬剤師 獣医師	大学卒			5	3
			0	5	8
	短大卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11

を

薬剤師 獣医師	大学6卒			2	3
			0	2	5
	大学卒			5	3
			0	5	8

に改める。

別表第3大学卒の項中「又は」の次に「薬学若しくは」を加える。

別表第6工の表中

薬剤師	大学卒	2級1号給
-----	-----	-------

を

薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給

に改め、同表の備考を備考

第1項とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第7アの表中

58	57
58	58
58	58
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59
60	59
60	59
60	60
61	60

を

に改め、

	58		57	
	58		58	
	59		58	
	59		58	
	60		59	
	60		59	
	61		59	
	61		60	
	61		60	
	61		60	
	62		61	
	62		61	
	62		61	
	62		61	
	63		62	
	63		62	
	63		62	
	63		62	
	64		63	
	64		63	
	64		63	
	64		63	
	65		64	
	65		64	
同表イの表中	65	を	64	に改め、
	65		65	
	65		65	
	65		65	
	66		65	
	66		65	
	66		65	
	66		65	
	66		66	
	66		66	
	66		66	
	66		66	
	67		66	
	67		66	
	67		66	
	67		67	
	67		67	
	67		67	
	68		67	
	68		67	
	68		67	
	68		67	
	68		68	
	68		68	
	68		68	
	69		68	

同表才の表中	86	を	85	に改める。
	86		86	
	86		86	
	87		86	
	87		86	
	87		87	
	88		87	
	88		87	
	88		87	
	89		88	
	89		88	
	89		88	
	90		88	
	90		89	
	90		89	
	91		89	
	91		90	
	91		90	
	92		90	
	92		91	
	92		91	
	93		91	
	93		92	
	93		92	
	93		92	
	94		93	
	94		93	
	94		93	
	94		93	
	95		94	
	95		94	
	95		94	
95	94			
96	95			
96	95			
96	95			
96	95			
97	96			
97	96			
97	96			
98	96			
98	97			
98	97			
99	98			
99	98			

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、



公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第7の規定は、平成23年12月1日から適用する。
- 3 平成23年12月1日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第17号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加え、「附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「第10条の2第1項に規定する職にある職員で、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表<sup>(2)</sup>又は医療職給料表<sup>(3)</sup>の適用を受けるもの（地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定管理職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定管理職員となった場合にあっては、特定管理職員となった日。次項及び次条第1項において同じ。）以後」に改め、「100分の98.5を乗じて得た額」の次に「からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額」を加え、同条第2項中「には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加え、「職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「特定管理職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後」に改め、「額」の次に「からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額」を加える。

第5条第1項中「には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加え、「職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「特定管理職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後」に改め、「額」の次に「からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第18号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

5
6
6
7
7
8
8
9
10
11

を

6
7
8
9
9
10
10
11
11
12

に、

30
30
30
31
31
31
32
32
32
32
33
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
35
36

を

29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31
32
32
32
32
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
35

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第5の規定は、平成23年12月1日から適用する。
- 2 平成23年12月1日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（以下「職員」という。）及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第19号

金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則等の一部を改正する規則  
 (金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部改正)

第1条 金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和47年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関し、児童手当法（昭和46年法律第73号）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（支払日）

第2条 児童手当の支払日は、2月、6月及び10月のそれぞれの月の15日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、当該支払うべきであったこと又は当該支給すべき事由が消滅したことが判明した日以後速やかに支払うものとする。

第3条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「公営企業管理者」の次に「（以下「管理者」という。）を加え、「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第4条に見出しとして「（報告書の提出）」を付する。

第5条に見出しとして「（雑則）」を付する。

（金沢市児童手当の支払日等に関する規則の一部改正）

第2条 金沢市児童手当の支払日等に関する規則（平成元年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条の規定に基づき市長が支給する児童手当の支払日及び支払方法について必要な事項を定めるものとする。

（支払日）

第2条 児童手当の支払日は、2月、6月及び10月のそれぞれの月の15日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等以外の日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、当該支払うべきであったこと又は当該支給すべき事由が消滅したことが判明した日以後速やかに支払うものとする。

第3条に見出しとして「（支払方法）」を付し、同条中「支払方法」を「支払」に改める。

（金沢市生活保護法施行細則の一部改正）

第3条 金沢市生活保護法施行細則（平成8年規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「子ども手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

（金沢市市民センター等設置規則の一部改正）

第4条 金沢市市民センター等設置規則（平成13年規則第104号）の一部を次のように改正する。

第4条第14号中「子ども手当」の前に「児童手当及び」を加える。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年度における第1条の規定による改正後の金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則第4条の規定の適用については、同条中「毎年3月5日」とあるのは「平成25年3月5日」と、「3月から」とあるのは「4月から」とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の表中「東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター若しくは東部環境エネルギーセンター」に改める。

第2条の3中「及び条例第30条第3項に規定する市長が認める」を「に規定する市長が認める」に、「条例第29条の2第1項第1号及び次条」を「同条第1項第1号」に、「、条例第29条の2第3項及び条例第30条第3項」を「、同条第3項」に改める。

第3条の表中「2,900円」を「730円」に、「2,000円」を「410円」に、

保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき 6,800円	を
	深夜において勤務した時間が4時間以上7時間未満である場合 勤務1回につき 3,300円	
保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜において勤務した時間が4時間以上である場合 勤務1回につき 1,100円	に
夜間特殊勤務に従事する消防職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる勤務に従事したもの	深夜において勤務した時間が2時間以上である場合 勤務1回につき 650円	を
	深夜において勤務した時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 325円	
西部環境エネルギーセンター又は東部環境エネルギーセンターに所属する職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	勤務1回につき 1,100円	に
	夜間特殊勤務に従事する消防職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる勤務に従事したもの	
	深夜において勤務した時間が2時間以上である場合 勤務1回につき 650円	
	深夜において勤務した時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 325円	

改める。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間における改正後の第2条の3の規定の適用については、同条中「第29条の2第3項に規定する市長が認める」とあるのは「第29条の2第3項及び職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第9号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第30条第3項に規定する市長が認める」と、「同条第1項第1号」とあるのは「条例第29条の2第1項第1号及び職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年規則第20号）による改正前の職員の特務勤務手当に関する条例施行規則第3条」と、「同条第3項」とあるのは「条例第29条の2第3項及び旧条例第30条第3項」とし、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は、同条第1号中「380円」とあるのは「380円（変則勤務手当にあっては、280円）」と、同条第2号中「760円」とあるのは「760円（変則勤務手当にあっては、570円）」と、同条第3号中「1,140円」とあるのは「1,140円（変則勤務手当にあっては、850円）」とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間は、同条第1号中「380円」とあるのは「380円（変則勤務手当にあっては、190円）」と、同条第2号中「760円」とあるのは「760円（変則勤務手当にあっては、380円）」と、同条第3号中「1,140円」とあるのは「1,140円（変則勤務手当にあっては、570円）」とし、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は、同条第1号中「380円」とあるのは「380円（変則勤務手当にあっては、90円）」と、同条第2号中「760円」とあるのは「760円（変則勤務手当にあっては、190円）」と、同条第3号中「1,140円」とあるのは「1,140円（変則勤務手当にあっては、280円）」とする。
- 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間における改正後の第3条の規定の適用については、平成24年4

月1日から平成25年3月31日までの間は、同条の表中「730円」とあるのは「2,350円」と、「410円」とあるのは「1,600円」と、

「保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜において勤務した時間が4時間以上である場合 勤務1回につき 1,100円
---	--

とあるのは

「保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき 5,370円
	深夜において勤務した時間が4時間以上7時間未満である場合 勤務1回につき 2,750円

とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間は、同表中「730円」とあるのは「1,810円」と、「410円」とあるのは「1,200円」と、

「保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜において勤務した時間が4時間以上である場合 勤務1回につき 1,100円
---	--

とあるのは

「保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき 3,950円
	深夜において勤務した時間が4時間以上7時間未満である場合 勤務1回につき 2,200円

とし、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は、同表中「730円」とあるのは「1,270円」と、「410円」とあるのは「800円」と、

「保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜において勤務した時間が4時間以上である場合 勤務1回につき 1,100円
---	--

とあるのは

「保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したもの	深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき 2,520円
	深夜において勤務した時間が4時間以上7時間未満である場合 勤務1回につき 1,650円

とする。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第21号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「午後5時から翌日の午前6時までの間又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第10条第1項第3号及び第11条第1項中「東部クリーンセンター又は西部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター又は東部環境エネルギーセンター」に改める。

第11条第2項中「1,650円」を「1,100円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における改正後の第11条第2項の規定の適用については、同項

中「1,100円」とあるのは、「1,370円」とする。

平成24年(2012年)3月31日 印刷  
平成24年(2012年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄